

4 卷末資料

1.1 ごみ量推計

中間見直しにあたり、令和 5 年度までの実績を踏まえてごみ量を推計し、最終目標を設計し直しました。

本計画期間中は、実績と目標を比較することにより、施策の達成状況を確認していきます。

区分		平成 30 (2018)年度	令和 6 (2024) 年度		令和 12 (2030) 年度
		実績	単純推計	中間目標	最終目標
人口 (人)		800,582	786,446		739,566
数値目標	1 人 1 日あたりごみ総排出量 (g)	1,006	997	977	911
	1 人 1 日あたり家庭系ごみ量 (g)	488	485	468	448
	事業系ごみ排出量 (t)	79,186	77,682	76,200	72,500
	リサイクル率 (%)	26.4	26.0	27.2	27.7
参考指標	最終処分量 (t)	24,261	22,043	21,700	20,700
	廃棄物分野の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	71,994	70,266	68,300	62,400
	生ごみ量 (t)	85,346	83,250	80,700	62,600
	食品ロス量 (t)	35,950	35,081	32,400	21,400
	ごみに含まれる資源化可能な 紙類の割合 (%)	13.5	13.5	13.4	12.4

1.1.1 ごみ量単純推計値

				基準値	予測値			
				H30	R1	R2	R3	R4
				2018	2019	2020	2021	2022
人口（人）				800,582	799,182	797,782	794,948	792,114
家庭系ごみ	収集	ごみ	燃やすごみ	123,699	123,519	122,627	121,867	121,135
			燃やさないごみ	3,849	3,853	3,837	3,824	3,812
			粗大ごみ	3,126	3,068	3,071	3,057	3,043
			計	130,674	130,440	129,535	128,748	127,990
		資源	プラマーク容器包装	8,275	8,240	8,166	8,108	8,054
			ペットボトル	1,294	1,289	1,278	1,270	1,262
			飲食用・化粧品びん	6,285	6,259	6,204	6,161	6,120
			飲食用缶	1,948	1,940	1,923	1,910	1,898
			特定 5 品目	412	410	407	404	401
			古紙類	5,607	5,588	5,541	5,503	5,467
			枝葉・草	15,947	15,896	15,785	15,692	15,601
		計	39,768	39,622	39,304	39,048	38,803	
	計	170,442	170,062	168,839	167,796	166,793		
	集団回収・拠点回収	集団回収	古紙類	26,811	26,853	26,497	26,198	25,881
			その他	66	66	65	64	63
			計	26,877	26,919	26,562	26,262	25,944
		拠点回収	古紙類	781	799	782	779	776
			ペットボトル	773	793	771	764	758
			乾電池	66	68	66	65	64
			古布・古着	163	167	164	164	163
			廃食用油	80	82	80	80	79
			使用済小型家電	22	21	21	21	21
			計	1,885	1,930	1,884	1,873	1,861
	計	28,762	28,849	28,446	28,135	27,805		
	家庭系直接搬入	可燃ごみ	有料	4,591	4,579	4,646	4,708	4,763
			無料	34	34	34	35	35
			計	4,625	4,613	4,680	4,743	4,798
		不燃ごみ	有料	7,463	7,516	7,623	7,722	7,810
			無料	101	102	103	105	106
			計	7,564	7,618	7,726	7,827	7,916
	資源物	506	522	532	540	546		
	計	12,695	12,753	12,938	13,110	13,260		
合計				211,899	211,664	210,223	209,041	207,858
事業系ごみ	可燃ごみ	許可	74,696	74,741	74,406	74,142	73,878	
		直接搬入	1,749	1,750	1,742	1,736	1,730	
		公共ごみ	514	514	512	510	508	
		計	76,959	77,005	76,660	76,388	76,116	
	不燃ごみ	許可	1,099	1,084	1,079	1,075	1,071	
		直接搬入	257	253	252	251	250	
		公共ごみ	61	60	60	60	59	
		計	1,417	1,397	1,391	1,386	1,380	
	直接埋立	許可	530	525	519	513	508	
		直接搬入	855	847	837	828	820	
		公共ごみ	1,764	1,748	1,727	1,709	1,692	
		計	3,149	3,120	3,083	3,050	3,020	
	資源物	644	714	711	709	706		
合計	82,169	82,236	81,845	81,533	81,222			
ごみ総排出量				294,068	293,900	292,068	290,574	289,080

		H30	R1	R2	R3	R4
1人1日あたりごみ総排出量	(g)	1,006	1,005	1,003	1,001	1,000
1人1日あたり家庭系ごみ量	(g)	488	487	487	487	486
事業系ごみ排出量	(t)	79,186	79,200	78,835	78,545	78,257
リサイクル率	(%)	26.4	26.3	26.3	26.2	26.1
最終処分量	(t)	24,261	22,485	22,382	22,297	22,212
廃棄物分野の温室効果ガス排出量	(t-CO ₂)	71,994	71,858	71,489	71,177	70,872
生ごみ量	(t)	85,346	85,288	84,805	84,406	84,014
食品ロス量	(t)	35,950	35,928	35,727	35,561	35,398
ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合	(%)	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5

(t)

予測値						
R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029
789,280	786,446	783,612	779,779	775,946	772,112	768,279
120,756	119,736	119,063	118,254	117,779	116,672	115,898
3,809	3,786	3,774	3,756	3,749	3,721	3,703
3,038	3,017	3,005	2,989	2,982	2,959	2,944
127,603	126,539	125,842	124,999	124,510	123,352	122,545
8,023	7,950	7,901	7,843	7,808	7,731	7,677
1,257	1,246	1,238	1,229	1,224	1,212	1,203
6,097	6,042	6,005	5,961	5,934	5,876	5,834
1,891	1,874	1,863	1,849	1,841	1,823	1,810
400	396	394	391	389	385	383
5,448	5,399	5,367	5,328	5,305	5,253	5,216
15,553	15,420	15,332	15,224	15,159	15,011	14,905
38,669	38,327	38,100	37,825	37,660	37,291	37,028
166,272	164,866	163,942	162,824	162,170	160,643	159,573
25,638	25,285	24,981	24,798	24,536	24,167	23,970
63	62	61	61	60	59	58
25,701	25,347	25,042	24,859	24,596	24,226	24,028
775	769	766	762	759	753	748
753	745	739	733	728	720	714
64	63	63	62	61	61	60
163	162	161	160	160	159	158
78	78	77	76	76	75	75
21	21	20	20	20	20	20
1,854	1,838	1,826	1,813	1,804	1,788	1,775
27,555	27,185	26,868	26,672	26,400	26,014	25,803
4,825	4,855	4,894	4,922	4,960	4,968	4,986
36	36	36	36	37	37	37
4,861	4,891	4,930	4,958	4,997	5,005	5,023
7,909	7,957	8,019	8,064	8,125	8,136	8,165
107	108	109	109	110	110	111
8,016	8,065	8,128	8,173	8,235	8,246	8,276
551	553	554	554	555	553	551
13,428	13,509	13,612	13,685	13,787	13,804	13,850
207,255	205,560	204,422	203,181	202,357	200,461	199,226
73,815	73,349	73,085	72,727	72,568	72,012	71,655
1,728	1,717	1,711	1,703	1,699	1,686	1,678
508	505	503	500	499	496	493
76,051	75,571	75,299	74,930	74,766	74,194	73,826
1,070	1,063	1,059	1,054	1,052	1,044	1,039
250	249	248	247	246	244	243
59	59	59	59	58	58	58
1,379	1,371	1,366	1,360	1,356	1,346	1,340
505	499	495	490	487	481	477
815	805	798	790	785	776	769
1,681	1,661	1,647	1,631	1,620	1,601	1,586
3,001	2,965	2,940	2,911	2,892	2,858	2,832
706	702	699	695	694	688	685
81,137	80,609	80,304	79,896	79,708	79,086	78,683
288,392	286,169	284,726	283,077	282,065	279,547	277,909

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
998	997	995	995	993	992	991
486	485	485	485	484	484	484
78,183	77,682	77,396	77,011	76,837	76,243	75,861
26.1	26.0	26.0	25.9	25.9	25.8	25.8
22,187	22,043	21,959	21,845	21,795	21,623	21,513
70,756	70,266	69,963	69,582	69,385	68,819	68,436
83,858	83,250	82,875	82,398	82,152	81,459	80,993
35,335	35,081	34,925	34,727	34,624	34,334	34,139
13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5	13.5

1.1.2 ごみ量中間見直し後推計値

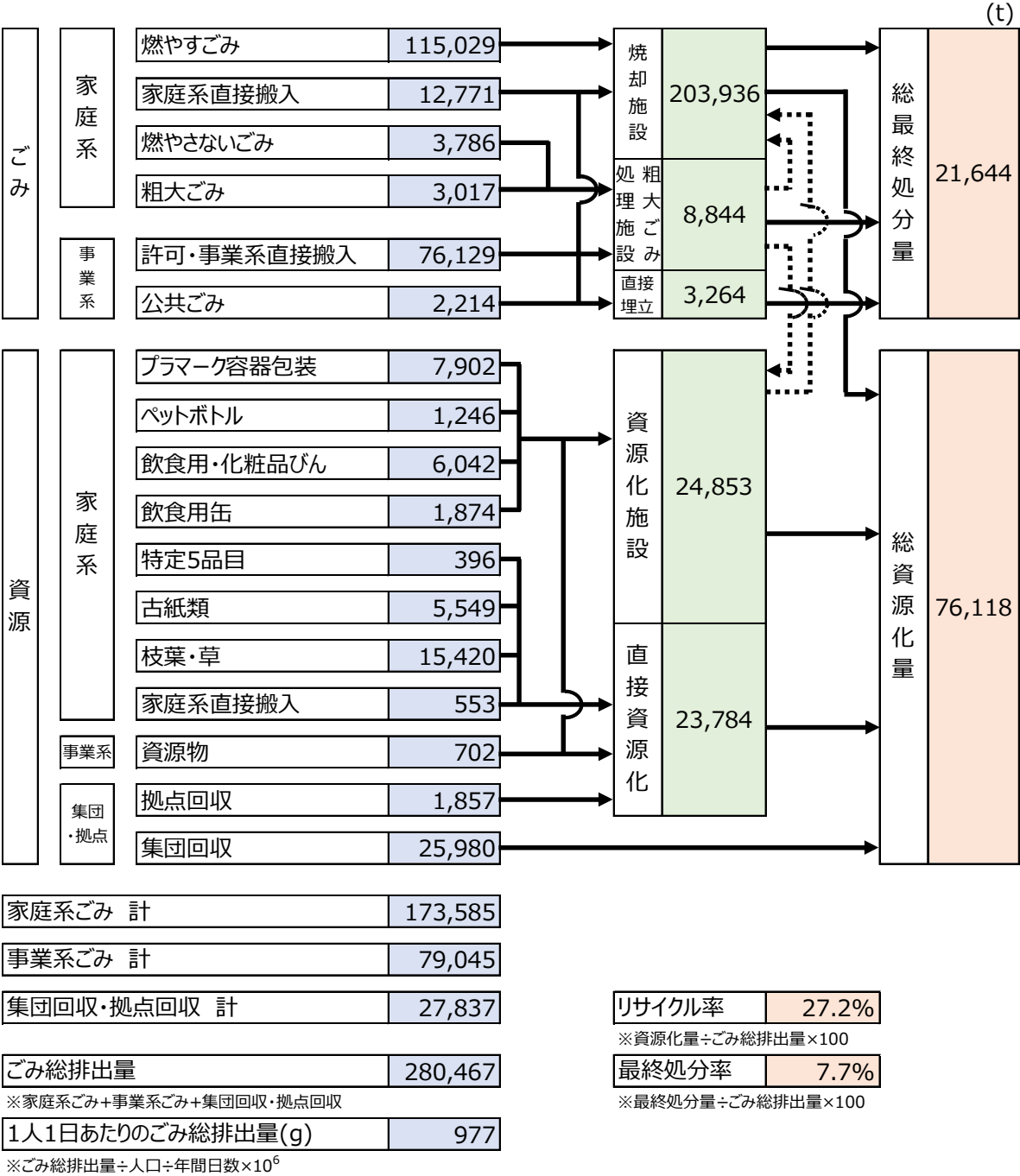
				実績値				
				H30	R1	R2	R3	R4
				2018	2019	2020	2021	2022
人口（人）				800,582	796,500	789,715	784,251	778,717
家庭系ごみ	収集	ごみ	燃やすごみ	123,699	123,866	121,073	119,551	118,036
			燃やさないごみ	3,849	3,873	4,140	3,867	3,481
			粗大ごみ	3,126	3,149	3,371	3,305	3,073
			計	130,674	130,888	131,692	129,022	126,089
		資源	プラマーク容器包装	8,275	8,210	8,315	8,162	7,933
			ペットボトル	1,294	1,305	1,324	1,391	1,410
			飲食用・化粧品びん	6,285	6,014	6,010	5,863	5,613
			飲食用缶	1,948	1,913	1,985	1,919	1,856
			特定5品目	412	414	429	412	398
			古紙類	5,607	5,368	5,374	5,478	7,167
			枝葉・草	15,947	16,353	18,390	15,697	16,226
		計	39,768	39,577	41,827	38,922	40,603	
		計	170,442	170,465	173,519	167,944	166,692	
	集団回収・拠点回収	集団回収	古紙類	26,811	24,803	22,084	21,811	18,716
			その他	66	62	56	29	24
			計	26,877	24,865	22,140	21,840	18,740
		拠点回収	古紙類	781	785	721	659	577
			ペットボトル	773	761	786	796	799
			乾電池	66	57	60	56	58
			古布・古着	163	184	36	0	0
			廃食用油	80	74	73	79	46
			使用済小型家電	22	21	33	31	28
			計	1,885	1,882	1,709	1,621	1,508
		計	28,762	26,747	23,849	23,461	20,248	
	家庭系直接搬入	可燃ごみ	有料	4,591	4,579	5,062	4,784	4,714
			無料	34	13	55	44	17
			計	4,625	4,592	5,117	4,828	4,731
		不燃ごみ	有料	7,463	7,819	8,681	8,264	7,550
			無料	101	85	67	74	70
			計	7,564	7,904	8,748	8,338	7,620
	資源物	506	480	572	490	521		
	計	12,695	12,976	14,437	13,656	12,872		
	合計				211,899	210,188	211,805	205,061
事業系ごみ	可燃ごみ	許可	74,696	74,272	67,059	68,228	68,620	
		直接搬入	1,749	1,715	1,634	1,551	1,628	
		公共ごみ	514	502	392	454	478	
		計	76,959	76,489	69,085	70,233	70,726	
	不燃ごみ	許可	1,099	1,331	1,113	1,251	1,209	
		直接搬入	257	267	253	248	222	
		公共ごみ	61	47	36	38	35	
		計	1,417	1,645	1,402	1,537	1,466	
	直接埋立	許可	530	668	466	441	447	
		直接搬入	855	466	637	553	533	
		公共ごみ	1,764	1,708	1,337	1,564	1,603	
		計	3,149	2,842	2,440	2,558	2,583	
	資源物	644	608	561	575	557		
	合計				82,169	81,584	73,488	74,903
ごみ総排出量				294,068	291,772	285,293	279,964	275,144

	H30	R1	R2	R3	R4
1人1日あたりごみ総排出量 (g)	1,006	1,001	990	978	968
1人1日あたり家庭系ごみ量 (g)	488	492	505	496	487
事業系ごみ排出量 (t)	79,186	78,719	71,162	72,272	72,659
リサイクル率 (%)	26.4	25.7	26.4	24.4	23.6
最終処分量 (t)	24,261	21,597	22,058	28,136	28,791
廃棄物分野の温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	71,994	73,606	72,738	74,911	74,491
生ごみ量 (t)	85,346	85,195	82,297	68,939	68,373
食品ロス量 (t)	35,950	35,876	34,513	27,053	26,893
ごみに含まれる資源化可能な紙類の割合 (%)	13.5	13.5	13.5	13.6	13.6

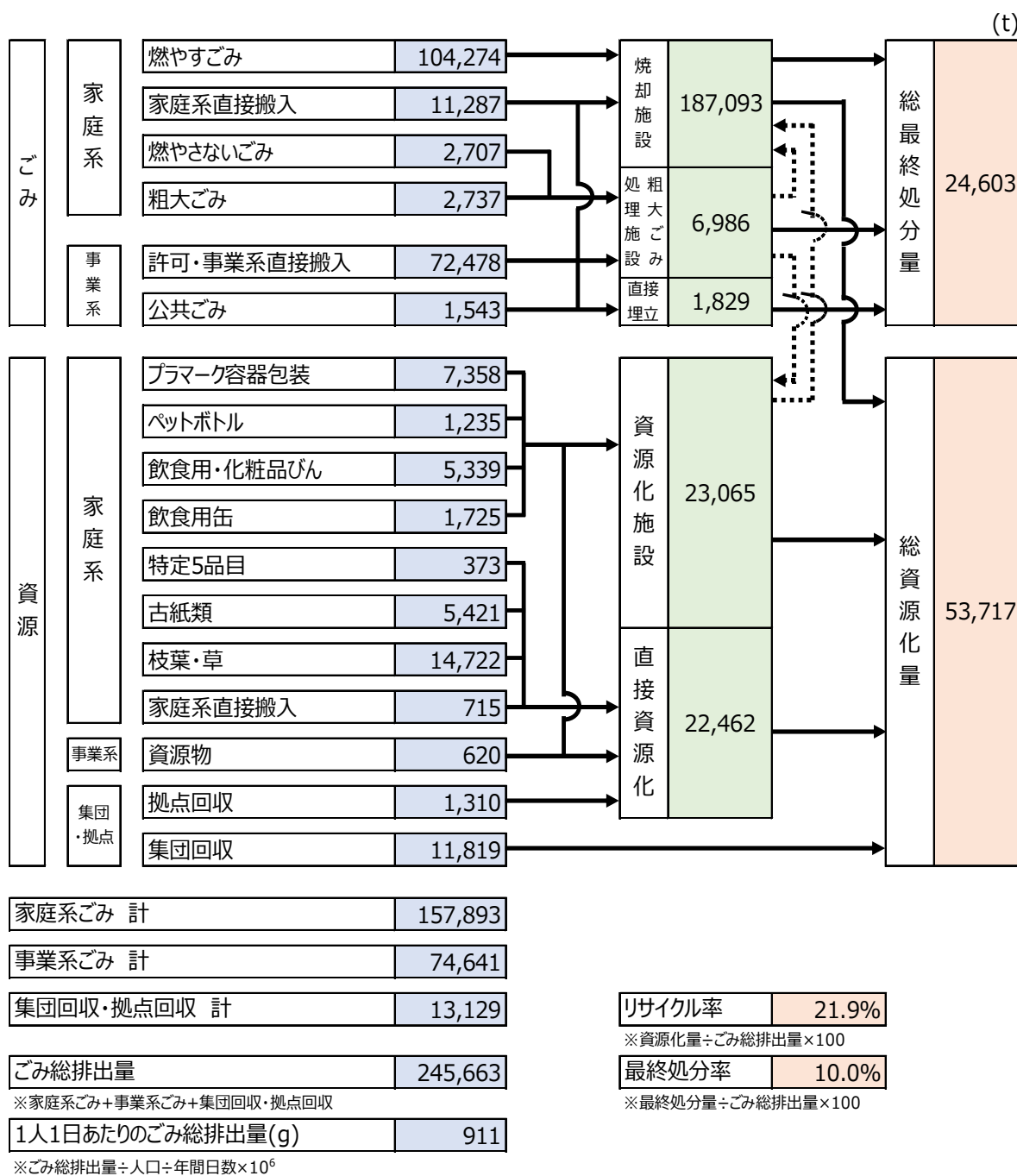
実績値	予測値						
	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
R5 2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
772,388	767,699	763,010	758,321	753,632	748,944	744,255	739,566
113,750	112,106	110,781	109,464	108,451	106,854	105,560	104,274
3,397	3,288	3,188	3,090	3,001	2,897	2,801	2,707
2,876	2,849	2,831	2,812	2,801	2,774	2,756	2,737
120,023	118,243	116,800	115,366	114,253	112,525	111,117	109,718
7,660	7,660	7,610	7,559	7,529	7,458	7,408	7,358
1,423	1,285	1,277	1,268	1,263	1,251	1,243	1,235
5,450	5,559	5,522	5,486	5,464	5,412	5,376	5,339
1,763	1,796	1,784	1,772	1,765	1,749	1,737	1,725
394	388	385	383	381	378	375	373
6,779	5,644	5,607	5,569	5,547	5,495	5,458	5,421
14,545	15,329	15,227	15,126	15,066	14,924	14,823	14,722
38,014	37,661	37,412	37,163	37,015	36,667	36,420	36,173
158,037	155,904	154,212	152,529	151,268	149,192	147,537	145,891
17,140	16,301	15,529	14,766	14,050	13,265	12,526	11,796
21	32	30	29	28	26	25	23
17,161	16,333	15,559	14,795	14,078	13,291	12,551	11,819
522	565	563	560	559	555	553	550
777	656	653	650	649	644	641	638
58	50	49	49	49	49	49	48
0	54	53	53	53	53	52	52
0	0	0	0	0	0	0	0
28	23	23	23	23	22	22	22
1,385	1,348	1,341	1,335	1,333	1,323	1,317	1,310
18,546	17,681	16,900	16,130	15,411	14,614	13,868	13,129
4,601	4,549	4,505	4,460	4,428	4,371	4,327	4,283
39	32	32	32	32	31	31	31
4,640	4,581	4,537	4,492	4,460	4,402	4,358	4,314
7,326	7,275	7,212	7,149	7,105	7,023	6,960	6,896
113	79	78	77	77	76	75	77
7,439	7,354	7,290	7,226	7,182	7,099	7,035	6,973
513	542	572	601	632	659	687	715
12,592	12,477	12,399	12,319	12,274	12,160	12,080	12,002
189,175	186,062	183,511	180,978	178,953	175,966	173,485	171,022
68,825	68,650	68,697	68,740	68,965	68,807	68,832	68,851
1,531	1,597	1,598	1,599	1,604	1,600	1,601	1,601
489	461	461	461	463	462	462	462
70,845	70,708	70,756	70,800	71,032	70,869	70,895	70,914
1,250	1,188	1,171	1,154	1,139	1,119	1,102	1,085
215	240	236	233	230	226	222	219
29	40	40	39	39	38	37	37
1,494	1,468	1,447	1,426	1,408	1,383	1,361	1,341
432	430	413	396	380	363	346	330
504	511	491	471	452	431	412	392
1,465	1,361	1,306	1,253	1,203	1,147	1,095	1,044
2,401	2,302	2,210	2,120	2,035	1,941	1,853	1,766
493	511	530	548	568	585	603	620
75,233	74,989	74,943	74,894	75,043	74,778	74,712	74,641
264,408	261,051	258,454	255,872	253,996	250,744	248,197	245,663

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
935	932	929	925	921	918	914	911
467	465	462	459	457	454	451	448
72,757	72,700	72,700	72,600	72,600	72,600	72,500	72,500
23.1	22.9	22.8	22.6	22.4	22.3	22.1	21.9
27,381	26,500	26,200	25,900	25,600	25,300	25,000	24,700
74,433	72,700	71,000	69,300	67,600	65,800	64,100	62,400
65,998	65,600	65,100	64,600	64,100	63,600	63,100	62,600
22,398	22,300	22,100	22,000	21,800	21,700	21,500	21,400
12.7	12.7	12.6	12.6	12.5	12.5	12.4	12.4

1.1.3 中間目標達成時のゴミ処理フロー(令和 6(2024)年度)



1.1.4 ごみ処理フロー(令和 12(2030)年度見込)



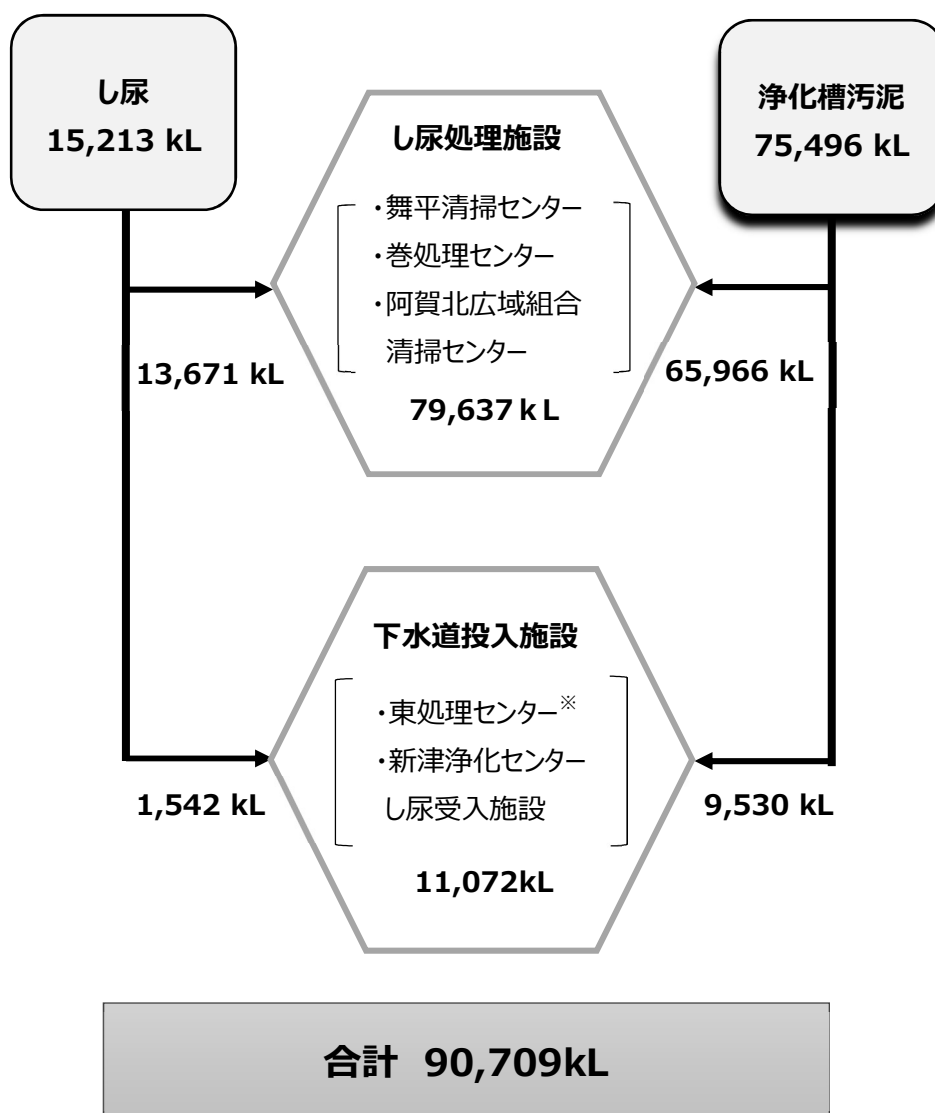
1.2 生活排水処理形態別人口推計とし尿・浄化槽汚泥の発生量予測

		実績値				
		H30	R1	R2	R3	R4
		2018	2019	2020	2021	2022
計画処理区域内人口	人	789,897	786,006	782,107	776,468	770,863
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
生活排水処理人口	人	646,340	650,050	652,272	652,186	653,262
	%	81.8	82.7	83.4	84.0	84.7
下水道水洗化人口	人	615,423	618,775	620,795	619,979	618,683
	%	77.9	78.7	79.4	79.8	80.3
浄化槽人口	人	152,302	146,120	141,547	137,875	134,451
	%	19.3	18.6	18.1	17.8	17.4
農業集落排水施設	人	3,909	3,890	3,921	3,910	3,915
	%	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
合併処理浄化槽	人	27,008	27,385	27,556	28,297	30,664
	%	3.4	3.5	3.5	3.6	4.0
単独処理浄化槽	人	121,385	114,845	110,070	105,668	99,872
	%	15.4	14.6	14.1	13.6	13.0
し尿汲み取り人口	人	22,172	21,111	19,765	18,614	17,729
	%	2.8	2.7	2.5	2.4	2.3
生活雑排水未処理人口	人	143,557	135,956	129,835	124,282	117,601
	%	18.2	17.3	16.6	16.0	15.3
し尿量	kL	15,213	14,642	14,029	13,365	12,953
浄化槽汚泥量		75,496	72,935	71,047	72,512	72,771
合計		90,709	87,577	85,076	85,877	85,724

- ・ 人口については、下水道中期ビジョンなどと整合性を図るため、住民基本台帳（年度末）に基づく
- ・ 端数処理の関係で、内訳の割合（％）の合計が100%にならない場合がある

実績値	予測値						
R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
764,193	759,504	754,815	750,126	745,437	740,749	736,060	731,371
100	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
650,903	648,921	646,755	644,425	641,945	639,335	636,600	633,753
85.2	85.4	85.7	85.9	86.1	86.3	86.5	86.7
616,283	612,700	609,336	605,807	602,129	598,321	594,388	590,343
80.6	80.7	80.7	80.8	80.8	80.8	80.8	80.7
130,957	130,926	130,605	130,383	130,247	130,186	130,194	130,263
17.1	17.2	17.3	17.4	17.5	17.6	17.7	17.8
3,879	3,855	3,831	3,808	3,784	3,760	3,736	3,712
0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
30,741	32,366	33,588	34,810	36,032	37,254	38,476	39,698
4.0	4.3	4.4	4.6	4.8	5.0	5.2	5.4
96,337	94,705	93,186	91,765	90,431	89,172	87,982	86,853
12.6	12.5	12.3	12.2	12.1	12.0	12.0	11.9
16,953	15,878	14,874	13,936	13,061	12,242	11,478	10,765
2.2	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5
113,290	110,583	108,060	105,701	103,492	101,414	99,460	97,618
15.3	14.8	14.6	14.3	14.1	13.9	13.7	13.5
11,933	11,280	10,567	9,900	9,304	8,697	8,154	7,648
72,970	72,753	72,575	72,452	72,574	72,342	72,347	72,385
84,903	84,033	83,142	82,352	81,878	81,039	80,501	80,033

1.3 し尿・浄化槽汚泥処理フロー(平成 30(2018)年度)



※ 平成 30 (2018) 年 12 月末をもって廃止

1.4 策定の経過

年 月 日		内 容
平成 31 年	3 月 19 日	◆ 平成 30 年度第 3 回清掃審議会 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について（諮問）
	4 月 22 日	◆ 平成 31 年度第 1 回新潟市清掃審議会（審議）
令和元年	5 月 21 日	◆ 令和元年度第 2 回新潟市清掃審議会（審議）
	6 月 27 日	◇ 第 1 回ごみ処理手数料の使途に係る検討委員会
	7 月 12 日	◆ 第 3 回新潟市清掃審議会（審議）
	7 月 23 日	◇ 第 2 回ごみ処理手数料の使途に係る検討委員会
	7 月 31 日	◆ 第 4 回新潟市清掃審議会（審議）
	8 月 22 日	◆ 第 5 回新潟市清掃審議会（審議）
	9 月 5 日	◆ 第 6 回新潟市清掃審議会（審議）
	9 月 30 日	◆ 第 7 回新潟市清掃審議会 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について（答申）
	11 月 26 日	◆ 第 8 回新潟市清掃審議会 新潟市一般廃棄物処理基本計画（素案）について
	12 月 16 日	◇ パブリックコメント
令和 2 年	～1 月 24 日	意見提出 5 人 19 件
	2 月 13 日	◆ 第 9 回新潟市清掃審議会 新潟市一般廃棄物処理基本計画（案）について

1.5 答申書及び諮問書



新 清 審 第 7 号
令和元年 9 月 3 0 日

写

新潟市長 中原 八一 様

新潟市清掃審議会
会長 山賀 昌子 

新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について（答申）

平成 3 1 年 3 月 1 9 日付け、新廃政第 7 6 1 号により諮問のありました標題の件について、慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申いたします。

新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について
答 申 書

令和元年 9 月 3 0 日

新潟市清掃審議会

はじめに

新潟市清掃審議会（以下「審議会」という。）は、平成31年3月19日に新潟市長から「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について」の諮問を受けた。

審議会では、合計8回の会議を開催し、「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について」「ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて」及び「家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途について」の3項目について審議した。

審議においては、議論に必要な詳細情報を要求し、自由に意見を述べ合うなど活発な議論を行い、本審議会として結論を得た。

新潟市においては、本審議会の答申を踏まえ、一般廃棄物処理基本計画の立案及び施策の推進と適正なごみ処理手数料の運用について期待する。

令和元年9月30日

新潟市清掃審議会

会 長 山 賀 昌 子

1. 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について

(1) 基本的な考え方

新潟市では、平成20年6月から開始した新ごみ減量制度により、開始直後に家庭系ごみ量が約3割減少し、リサイクル率が大幅に向上するなど、大きな成果を挙げた。

平成24年2月に策定された現「新潟市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（以下「現計画」という。）では、新ごみ減量制度の成果を踏まえ、市民・事業者・市それぞれが環境先進都市の実現に向けた取り組みを加速させることを基本理念に据え、これまで国が示す3R（①リデュース（発生抑制）、②リユース（再使用）、③リサイクル（再生利用））の優先順位に従って施策を展開してきたが、現計画の目標には達しない見込みである。

廃棄物行政に関する国の動向を見ると、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正、災害廃棄物対策の推進、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（以下「食品リサイクル法」という。）に基づく基本方針の改正、食品ロスの削減の推進に関する法律の成立、プラスチック資源循環戦略の策定など廃棄物を巡る情勢が大きく変化している。また、世界的には持続可能な開発目標（SDGs）の考えに基づき、持続可能な社会の構築に取り組んでいかなければならない状況である。

また、新潟市では、平成25年3月の「環境モデル都市」の選定に伴い「環境モデル都市アクションプラン」を策定したほか、平成27年4月には「新潟市総合計画（にいがた未来ビジョン）」「第3次新潟市環境基本計画」を策定するなど行政計画にも変化がみられる。

こうした情勢を踏まえ、新潟市にはさらなるごみ減量・資源化に努める責任があり、引き続き3Rの優先順位に従い、市民・事業者・市が一体となって取り組んでいかなければならない。なお、国のごみ処理基本計画策定指針に基づき、現計画の改定にあたっては、10年先を見据えた計画とすべきである。

(2) 理念について

理念については、10年後にあるべき都市像として、市民・事業者・市の三者協働の考え方を基本としながら、持続可能な循環型社会・低炭素社会の構築や地域循環共生圏の創造などの視点を踏まえた内容とするべきである。

(3) 施策の視点について

次期計画では、施策の推進にあたり横断的な視点を設け、次の5つを掲げるべきである。

- 3Rの取り組みを推進することにより、環境負荷を低減し、循環型社会・低炭素社会の創造に寄与する「**環境**」の視点。
- 市民・事業者・市が連携し、ごみの減量・資源化の推進や、環境美化に取り組む仕組みをつくる「**協働**」の視点。
- 市民が安心できるごみ出し支援を充実させるほか、災害等の非常時に備えたごみ処理体制を整える「**安心**」の視点。
- ターゲットを意識した情報提供と、情報入手手段を充実させることにより、意識啓発を推進する「**啓発**」の視点。
- 費用対効果を考慮して施策を推進することで、コストの最適化に努めるほか、収集・処理体制の構築にあたっても効率化を図る「**効率**」の視点。

(4) 数値目標・指標について

次期計画の数値目標については、現計画との継続性の視点から「1人1日あたりの家庭系ごみ量」「事業系ごみ排出量」「リサイクル率」を引き続き設定するほか、新潟市全体のごみの発生抑制の進捗状況を把握するため「1人1日あたりごみ総排出量」を新たに設定すべきである。

参考指標については、「廃棄物分野のCO₂排出量」に加えて、現計画の数値目標である「最終処分量」は3Rの推進により削減されることから、参考指標に変更すべきである。また、家庭系燃やすごみの中で割合の高い生ごみ及び紙類の減量は重点的な課題であること、食品ロス量の削減については国が数値目標を設定していることなどを踏まえ、「生ごみ量・食品ロス量」及び「可燃ごみに含まれる紙類の量」を新たに設定すべきである。

(5) 施策について

次期計画には、理念のもと施策の視点や数値目標を踏まえながら、次の施策を掲げていくべきである。

① 2Rの推進によるごみの減量

「リデュース(発生抑制)の推進」

新潟市の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は政令市の中で5番目に多い状況であり、さらなるごみの減量が必要である。

3Rのうち、国が示す優先度はリデュースが1番高いことから、ごみをなるべく出さないリデュースの取り組みを強化するとともに、特にプラスチッ

ク類の減量については、プラスチック資源循環戦略の趣旨を踏まえ、取り組みを進めるべきである。

「生ごみ・食品ロスの減量」

ごみ・資源組成調査の結果、家庭系・事業系ごみの中で大きな割合を占める生ごみの減量には重点的に取り組む必要がある。特に、食品ロスの削減については、国の動向を踏まえ、市民に対する意識啓発の推進やフードバンク活動の支援など、市内の飲食店をはじめとした事業者、関係団体等と連携した取り組みを進める必要がある。

「リユース(再使用)の推進」

3 Rの優先度が2番目に高いのがリユースであり、リデュースに次ぐものとしてさらなる取り組みが必要であることから、事業者や関係団体等が実施する取り組みと連携し、その機運を高めていくべきである。

②さらなる資源循環の推進

「リサイクル(再生利用)の推進」

ごみ・資源組成調査の結果、依然としてプラマーク容器包装などの資源物の混入が見られることから、さらなる分別の徹底等により資源循環を推進する必要がある。

生ごみのリサイクルについては、食品リサイクル法の趣旨を踏まえたうえで、費用対効果の検証や、3 Rの優先順位を踏まえた施策の整理が必要である。

また、事業系ごみについては、事業系廃棄物処理ガイドラインに沿った適正処理をより一層促進するとともに、必要に応じてガイドラインの見直しや手法の検討を行うべきである。

「古紙類の分別推進」

ごみ・資源組成調査の結果、燃やすごみに占める紙類の割合が高いことから、家庭系古紙類の分別について、さらなる市民意識の向上を図るために、より積極的な取り組みを進めるべきである。また、事業系古紙類については、引き続き資源化促進策を実施すべきである。

「資源物排出機会の提供」

地域のごみ集積場以外にも、資源物の拠点回収など多様な排出機会を提供しているが、事業のさらなる周知を進めるとともに、回収量等に応じた回収場所を検討するなど、より効率的に実施できるよう努めるべきである。

③意識啓発の推進

「情報提供の充実」

ごみの減量・資源化の推進には、情報提供の充実が必要であることから、より市民・事業者に伝わるよう、効果的な広報媒体の選定や訴求力が高い内容となるよう見直しを図るべきである。また、国際化に向けた対応として、情報媒体の多言語化など外国人へのサービス向上を図るべきである。

「環境教育の推進」

小学生・未就学児などへの環境教育や地域への出前講座、施設見学の受け入れを引き続き実施するとともに、ごみ減量・資源化につながるよう内容を充実するべきである。

また、次世代を担う若年層をターゲットとした環境教育の拡充を図るべきである。

④市民サービスの向上

「高齢者等への支援の充実」

地域との協働によるごみ出し支援制度を評価する一方、制度そのものの認知度が低いことから、さらなる周知と支援団体の拡充が必要である。

また、現行制度の検証とともに、国の動向や他政令市の状況等を注視しつつ、新たな手法を含め、持続可能な制度のあり方を検討していく必要がある。

要介護世帯などへのごみ指定袋の支給等は、経済的負担を軽減する観点から継続するとともに、今後の社会情勢などに応じて、新たな支援についても検討すべきである。

「ごみ処理手数料の市民還元」

「3. 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途について」で述べる。

⑤地域の環境美化の推進

「地域全体の環境美化の推進」

市民自らが地域の環境美化に取り組む機運の醸成を図るため、地域の一斉清掃等を引き続き推進すべきである。特に若年層に対して、地域清掃に参加しやすい手法を検討するとともに、環境教育と連携しながら環境美化意識の向上を図るべきである。

また、市が実施するばい捨て防止パトロールは、効果的な体制づくりを目的に地域との連携を検討すべきである。

近年、社会問題化している海洋ごみについては、「街中のごみ」が「海ごみ」につながることにについて周知・啓発を進めるべきである。

「ごみ集積場周辺の環境美化の推進」

違反ごみ対策をはじめ、集積場及びその周辺の環境美化について、現行のパトロールや、クリーンにいがた推進員による取り組みを継続すべきであるが、活動内容の差や選任そのものが困難となっている地域もあることから、地域の実情を把握し、参考事例の共有や知識の集積に向けたさらなる取り組みが必要である。

⑥安定かつ効率的な収集・処理体制

「効率的な収集・運搬体制」

集合住宅の増加や高齢化を背景としたごみ集積場の分散化により、集積場の数が年々増え、収集運搬経費が増加していることから、将来を見据えた中で、収集方法や運搬体制などの持続可能なあり方について検討すべきである。検討にあたっては、収集・運搬時に排出されるCO₂の低減についても考慮する必要がある。

なお、これらの変更は市民生活に多大な影響があることから、慎重に議論し丁寧な説明を行いながら取り組むべきであるとともに、超高齢社会など新たな課題への対応と併せて検討していく必要がある。

「ごみ処理施設の更新及び統合」

現在稼働している焼却4施設の内、全国的な事例をみると、3施設が更新を検討する時期もしくは更新時期を超えている状況にある。今後人口減少に伴いごみ量が減少することが見込まれる中で、安定かつ効率的な処理体制を構築するためには、施設更新と併せ統廃合を進めるべきである。点検・故障時のリスク分担、稼働コスト及びCO₂排出量の低減の視点を踏まえ、稼働年数が短い新田清掃センターともう1施設の計2施設体制とすることが妥当である。

破碎・選別施設については、稼働状況や今後のごみ量を踏まえ、統合や民間処理委託を検討する必要がある。

⑦低炭素社会に向けた処理施設の活用

「廃棄物エネルギーの利活用」

低炭素社会の実現に向けて、ごみの焼却による廃棄物発電や熱利用など、廃棄物エネルギーを十分に活かすため、地域での活用や産業振興など多用途利用に向けて検討すべきである。

「発電電力の地産地消」

廃棄物発電の電力利用先は市有施設に限らず市内の民間施設にも拡大し、地産地消による地域の低炭素化を進めるべきである。

⑧大規模災害に備えた体制整備

「災害廃棄物処理計画に基づく体制整備」

新潟市は平成28年3月に「災害廃棄物処理計画」を策定しているが、計画の実効性を確保するとともに発災時に迅速な対応を図るため、仮置場の運営方法等の具体的なマニュアルの整備や、民間団体等との協定の拡充に努めるべきである。

「災害時も稼働できる処理施設の整備」

災害時にも安定的な廃棄物処理が行えるよう、新たな焼却施設を整備する際には、災害時にも稼働できる施設とすることが望ましい。また、発電による電力供給等の施設特性を活かし、防災拠点としての活用も検討すべきである。

2. ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて

ごみ処理施設に搬入した場合の処理手数料については、直近のごみ処理原価を踏まえ、慎重に審議した結果、現行の処理手数料の据え置きが妥当である。

現行の処理手数料

家庭系廃棄物：10キログラムまでごとに60円

事業系廃棄物：10キログラムまでごとに130円

ただし、食品リサイクル法に基づく基本方針において、食品廃棄物の焼却処理から資源リサイクルへの動きを促進するため、手数料見直し等の推進を掲げていることから、将来的には資源循環リサイクル促進といった観点からの処理手数料の見直しを検討することが必要である。

3. 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途について

現状として、平成20年6月からの指定袋等によるごみ処理手数料の使途については、市民に還元する趣旨のもと、「資源循環型社会促進策」「地球温暖化対策」「地域コミュニティ活動の振興」を柱に据え、柱に沿った施策・事業を展開してきたことは一定の評価をすることである。

しかしながら、有料化から10年、平成26年の「市民還元事業検証に関する取りまとめ」から5年が経過し、時間の経過とともに地域における取り組みに差が生じてきている事業や、制度の認知や活用が進まない事業もあるなど、個々の事業の課題が見えてきている。

ごみ処理手数料収入については、人口減少によるごみ量の減少に伴い、今後の増収が見込める状況にない。

一方、人口減少・超高齢社会の進展といった社会的課題や、廃プラスチック問題といった国際的課題への対応のほか、技術革新の活用や資源の収益化といった、新しい視点を取り入れる必要がある。

今後のごみ処理手数料の使途については、限られたごみ処理手数料収入の中から、食品ロス削減や廃プラスチック対策といった新たな課題への対応も必要であることから、引き続き三本の柱を継続しつつ、効率的かつ効果的に手数料が活用されるよう、個々の事業内容については適宜見直しを図っていくべきである。

また、さらなる資源循環・低炭素社会の構築に向けて、有効な先進技術の活用や環境課題の解決に向けた起業への支援、安定かつ持続可能なごみ処理体制の構築や環境教育の充実など、次世代に繋がる未来投資的な施策を新たな柱として検討することを望む。

これらを進めていくためには、社会情勢により変化する財政状況を考慮し、基金など効果的な活用方法を検討していくことも必要である。

○資 料

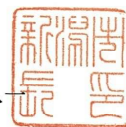
(1) 諮問書（表面）

写

新 潟 政 第 7 6 1 号
平成 31 年 3 月 19 日

新 潟 市 清 掃 審 議 会
会 長 山 賀 昌 子 様

新潟市長 中原 八一



新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

- (1) 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について
- (2) ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて
- (3) 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途について

2 諮問理由

本市は、平成 24 年度から平成 31 年度までの 8 年間を計画期間とする、一般廃棄物処理基本計画である「新潟市ごみ減量プログラム」に基づいて、家庭系ごみの分別推進や事業系ごみの排出抑制などの各施策を実施してまいりました。

「市民・事業者・市の協働のもと、ともにつくる環境先進都市」を基本理念とした取組みを進めたことにより、家庭系・事業系ごみの減量・資源化が進みました。

しかしながら、近年のごみ量は、家庭系では微減、事業系では横ばいの状況であり、現基本計画の最終年度である平成 31 年度の数値目標を達成することは困難な状況となっています。計画の改定にあたっては、ごみ減量と 3 R 推進のほか、人口減少に伴うごみ量の推移や高齢化社会の進展を踏まえた安定的かつ効率的な収集・処理体制の構築、技術動向を注視したうえでの廃棄物処理施設の適切なあり方などが求められています。

また、ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについては、平成 19 年 2 月における「政令市移行後のごみ減量施策のあり方について」の答申に基づき、「手数料は 3 年を基本として見直しを行う」ことにしております。前回の審議から 3 年目を迎えるため、処理手数料の見直しについて検討することといたしました。

諮問書（裏面）

最後に、指定袋等のごみ処理手数料の使途について、平成 20 年の有料化から 10 年が経過するとともに、平成 26 年の「市民還元事業検証に関するとりまとめ」の報告から 5 年が経つため、あらためて検証し使途について検討することといたしました。

つきましては、上記 3 項目について、幅広いご見識と市民の視点からご審議いただきたく、諮問いたします。

3 答申希望時期

平成 31 年 9 月末

(2) 審議経過

年度	回数	期日	主な内容
H30	第3回	3. 19	1 諮問「新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定等について」 2 清掃審議会全体スケジュールについて 3 一般廃棄物処理基本計画の改定について 4 循環型社会を形成するための法体系と計画について 5 新潟市の現状と今年度の動きについて
H31 (R1)	第1回	4. 22	1 新潟市の上位計画について 2 現計画の基本的事項について 3 現計画における事業の実績について 4 現計画における課題と社会情勢について 5 一般廃棄物処理施設（焼却施設）のあり方について
	第2回	5. 21	1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第3回	7. 12	1 第1回ごみ処理手数料の使途にかかる検討委員会概要(報告) 2 近年のごみ量の推移等について(報告) 3 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第4回	7. 31	1 第2回ごみ処理手数料の使途にかかる検討委員会概要(報告) 2 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(審議) 3 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第5回	8. 22	1 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(審議) 2 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第6回	9. 5	1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議)
	第7回	9. 30	1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の改定について(審議) 2 ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて(審議) 3 家庭系ごみの指定袋等のごみ処理手数料の使途について(審議)

(3) 審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

1号委員（学識経験者）5名

氏 名	役 職
西條 和佳子	NPO法人ワーキングウイメンズアソシエーション 常任理事
住吉 智子	新潟大学大学院保健学研究科 教授
関谷 浩史	新潟県立大学国際地域学部 准教授
西海 理之	新潟大学農学部 教授
◎ 山賀 昌子	NPO法人まちづくり学校 理事

2号委員（市民）10名

氏 名	役 職
阿部 由幸	亀田郷土地改良区 事務局長
井下田 恵美子	新潟市消費者協会 理事
石井 敏子	潟東地域コミュニティ協議会 環境・福祉・保健部 部会長
石本 貴之	新潟NPO協会 理事・事務局長
小林 由美	公募委員
鈴木 信義	イオンリテール株式会社 北陸信越カンパニー 新潟事業部 イオン新潟青山店 人事総務課 課長
鶴巻 ヨシ子	新潟市食生活改善推進委員協議会 北支部 支部長
○ 中澤 幸子	新潟商工会議所 女性会 委員
星島 聡	亀田製菓株式会社 生産本部 本部長付
渡部 沙恵子	公募委員 ※令和元年5月30日まで

敬称略・各号毎に50音順

○中間見直し答申



新 清 審 第 5 号
令和 7 年 2 月 1 7 日

新潟市長 中原 八一 様

新潟市清掃審議会
会長 関谷 浩史



新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて（答申）

令和 6 年 8 月 5 日付け、新循推第 3 9 3 号により諮問のありました標記の件について、審議した結果を別紙のとおり答申いたします。



新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

答 申 書

令和7年2月17日

新潟市清掃審議会

はじめに

新潟市清掃審議会（以下「審議会」という。）は、令和6年8月5日に、新潟市長から「新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて」諮問を受けた。

審議会では、合計4回の会議を開催し、専門的見地から、又は市民としての立場から自由に意見を述べ合い、活発な議論によって諮問事項についての審議を行い、本審議会としての結論を得たのでここに答申する。

新潟市においては、本答申の内容を踏まえて一般廃棄物処理基本計画を見直し、同計画の理念である「ともに創造する持続可能な循環型都市・にいがた」に向けて各種施策を企画推進することを期待する。

令和7年2月17日

新潟市清掃審議会

会 長 関 谷 浩 史

新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

1 新潟市一般廃棄物処理基本計画の概要

新潟市一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項及び新潟市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第3条第1項の規定に基づき定められるもので、現行の基本計画は令和2年3月に策定された。

関係法令や各種制度等の内容を踏まえるとともに、「新潟市総合計画」「新潟市環境基本計画」など本市の上位計画と整合を図り、今後の廃棄物行政における総合的な指針として位置づけられている。

内容としては、ごみ及び生活排水処理の現状・課題を踏まえ、適正な処理を進めるために必要な基本的事項として、理念と目標及び目標達成に向けた施策を定めているものである。

計画期間は、令和2（2020）年度から令和11（2029）年度までの10年間とし、令和6（2024）年度を中間目標年度として施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行うとしている。また、関係法令の改正や上位計画の変更等、計画の前提条件に変更が生じた場合には、適宜見直しを行うこととしている。

2 見直しの基本的な考え方について

今年度、基本計画の中間目標年度を迎えたが、基本計画に掲げた理念や施策の視点、施策体系など、計画の骨格部分に関して見直しの必要を生じさせるような大きな事情変更はなく、計画期間後半においてもこれらの理念、体系等に基づき施策展開すべきである。

一方、プラスチック資源循環法の施行といった関係法令の動きや、新潟市総合計画、新潟市環境基本計画といった上位計画の変更等、計画の前提条件には変化が見られている。また、人口動態が当初策定時の想定からズレを生じているほか、一部の数値目標等については最終目標をすでに達成している状況にある。

このことから、計画内容のうち、今後の施策展開に影響があると考えられる一部の項目に限り、見直しを図るべきである。

3 見直し対象項目について

(1) 計画期間

計画期間について、現行は令和11（2029）年度を最終年度としているが、SDGsの目標達成期限が令和12（2030）年度であるほか、上位計画である新潟市総合計画及び新潟市環境基本計画がいずれも同年度までを計画期間として改められた。上位計画との整合を図り、体系的に施策を進めるため、計画期間を令和12年度まで延伸すべきである。

(2) 将来推計、数値目標及び参考指標

将来推計については、ここまでの人口の変動を踏まえ、改めて将来人口を推計し直すとともに、ごみ処理量等の実績を考慮して令和 12 年度分までを推計し直す必要がある。数値目標及び参考指標は、この推計を基にして見直すべきである。

(3) 施策内容

施策の内容については、ここまでの施策の進捗を踏まえて課題抽出するとともに、法律の施行や方針の策定など制度の動きも考慮して、次の内容を掲げるべきである。

【ごみ処理編】

① リデュース・リユースの推進によるごみの減量

リデュースの推進のうち、プラスチックごみ減量については、広報啓発を展開した結果、エシカル消費を心がけ、レジ袋をもらわないようにしている人の割合が高率で推移している。啓発活動を継続するとともに、プラスチック資源循環法の施行を受けたプラスチック提供事業者による取り組みの進展などの状況変化を見極め、施策内容を見直ししながら推進する必要がある。

生ごみ・食品ロスの減量については、取り組みの推進によってその量が着実に減少している。さらなる減量に向け、新型コロナウイルスの影響で中止していた飲食店での取り組みを再開するなど、引き続き施策を展開すべきである。また、食品ロス削減は、環境分野のみならず多分野にわたる活動となることから、組織横断的な体制により取り組む必要がある。

リユースの推進については、リユース事業の拠点施設だったエコプラザの廃止を受け、民間事業者等の活発な取り組みに関する普及啓発活動や連携協定に基づく再資源化への誘導に力を入れるべきである。

② さらなる資源循環の推進

リサイクルの推進のうち、生ごみリサイクルについては、すべての直営給食の食品残さを堆肥化するなど成果を上げた一方で、地域における生ごみ堆肥化拠点の減少により取扱量が減となる見込みであることから、各施策の状況を踏まえ、総合的に施策のあり方を検討しながら、引き続き推進すべきである。

また、プラスチック資源循環法の施行により、製品プラスチックの分別収集及び再商品化が市町村の努力義務とされたため、実証事業を実施し、本格導入を進める必要がある。

事業所による資源化に向けた取り組みの推奨については、ガイドラインを基にした訪問指導や、主体的な取り組みを評価する仕組みを継続すべきである。

古紙類の分別推進においては分別方法の周知や事業系古紙類の搬入規制に、資源物排出機会の提供においては多様な排出方法の周知と効率的な回収の実施に、

引き続き取り組むべきである。

③ 意識啓発の推進

情報提供の充実のうち、ごみの出し方など重要な情報については、紙媒体を中心に多様な媒体で広く情報発信され、多くの市民が正しい情報を得られるよう取り組まれている。これを継続しつつも、アプリの導入を働きかけるなど、正しい情報をより手軽に入手してもらえ環境を整えるべきである。

多様な手法による情報提供については、情報紙サイチョプレスが有力なツールではあるものの、新聞を購読しない層への情報伝達が課題となっており、SNS やごみ分別アプリの認知度を高めつつ発信を強化し、多くの市民に必要な情報が届けられるよう取り組むべきである。

環境教育の推進については、未就学児や小学生向けの出前授業などの取り組みが定着しているので、引き続き子どもたちの興味を引く内容となるよう工夫しながら継続すべきである。

④ 市民サービスの向上

高齢者等への支援の充実については、引き続きごみ出し支援制度の広報周知を展開して制度の浸透を図り、支援体制の整備を進めるべきである。

家庭系ごみ処理手数料の市民還元については、ごみ処理手数料収入の減少及びごみ袋作製経費上昇により、市民還元事業に充当できる財源が減少傾向にあることから、これを柱建てに沿った事業に有効活用するため、既存事業の評価を行い、見直しを図りながら展開する必要がある。

⑤ 地域の環境美化の推進

地域全体の環境美化の推進については、地域清掃活動やごみ集積場の設置等にかかる補助やばい捨て防止パトロールを継続実施するとともに、ボランティア清掃活動への若年層の参加について、SNS の活用など、効果的なPR を継続して行うべきである。

ごみ集積場周辺の環境美化の推進については、クリーンにいがた推進員活動の成功事例の共有などによる活動の底上げを図るとともに、違反ごみの発生により自治会からの需要が増している巡回パトロールの実施などにより、ごみ集積場を清潔保持するための取り組みを引き続き実施すべきである。

⑥ 安定かつ効率的な収集・処理体制

効率的な収集・運搬体制については、製品プラスチックの分別収集に向けた収集体制の強化や、施設の統合による収集体制の見直し等に対応するため、引き続き家庭ごみ収集事業者と勉強会や意見交換会を実施するなどし、検討を進める必要が

ある。

ごみ処理施設の統合及び更新については、令和 12 年度の稼働開始に向けて亀田清掃センターの建替工事を進めるとともに、施設の統合や中継施設化など、安定かつ効率的な処理体制の構築に向けた検討を進めるべきである。

⑦ 低炭素社会に向けた体制整備

低炭素社会に向けた処理施設の活用については、亀田清掃センターの建替えに当たり、発電の最大化に向けて適切に設計・施工監理等を行うとともに、増加する発電量に応じた更なる利用先の拡充を進め、確実に発電電力の地産地消を行う必要がある。

廃棄物分野におけるバイオマスプラスチックの利用促進については、バイオマスプラスチック製ごみ指定袋の導入拡大を検討すべきである。

⑧ 大規模災害に備えた体制整備

災害廃棄物処理計画に基づく体制整備については、引き続き計画の実効性を確保し、発災時の迅速な対応につながるよう必要な対策をとるべきである。

災害時も稼働できる処理施設の整備については、亀田清掃センターの建替えについて、災害時に稼働できる施設とするほか、避難所や備蓄など防災拠点として活用できるよう、適切に監理を行うとともに、避難所の運営について検討を進める必要がある。

【生活排水処理編】

生活排水処理の推進及び生活排水処理施設の構築については、下水道部門の方針との整合を図る必要がある。

環境保全のための広報啓発については、団体の活動支援、教育委員会と連携した研修会開催など、課題に応じた施策を交えながら取り組むべきである。

○資 料

(1) 諮問書

写

新 循 推 第 3 9 3 号

令 和 6 年 8 月 5 日

新潟市清掃審議会

会長 関谷 浩史 様

新潟市長 中原 八一



新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて（諮問）

このことについて、下記のとおり諮問いたしますので、ご審議の上、答申賜りますようお願いいたします。

記

1 諮問事項

新潟市一般廃棄物処理基本計画の中間見直しについて

2 諮問理由

市では、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物行政における総合的な指針として標記計画を策定しています。

現計画は、令和2年度から令和11年度までを計画期間とし、中間目標年度である令和6年度において、施策の点検や現状・課題の整理を行い、必要に応じて見直しを行うことにしています。

つきましては、同計画の中間見直しに関し、幅広いご見識からご審議いただきたく、諮問いたします。

3 答申希望時期

令和7年2月

(2) 審議経過

年度	回数	期日	主な内容
R6	第1回	8. 5	新潟市一般廃棄物処理基本計画の見直しについて 諮問
	第2回	10. 31	審議
	第3回	11. 21	
	第4回	2. 17	報告及び答申

(3) 審議会委員名簿

氏 名	役職名
飯泉 宏	イオンリテール株式会社北陸信越カンパニー新潟事業部 イオン新潟青山店 人事総務課 課長
石本 貴之	特定非営利活動法人まちラボ 代表理事
伊藤 明世	P's box 代表
遠藤 二郎	亀田郷土地改良区 事務局長
乙川 千香	潟東地域コミュニティ協議会 会長
川口 かおり	リリマリプロダクション（株式会社 Shitamichi HD） 地域活性化デザイナー
斎藤 和子	新潟市消費者協会 副会長
坂上 照美	ととのえや 代表
◎関谷 浩史	新潟県立大学国際地域学部 准教授
月岡 道子	南中野山小学校区コミュニティ協議会 生活環境部会 部会長
徳善 里子	新潟市食生活改善推進委員協議会 副会長
野澤 侑夏	新潟大学法学部 学生
長谷川 雪子	新潟大学経済科学部 准教授
○村井 康人	REBIRTH 食育研究所 代表
村木 加奈子	新潟商工会議所女性会 理事

1.6 各施策とSDGsターゲットとの関係性

本計画の各施策とSDGsターゲットとの関係性は、以下のとおりです。

1.6.1 ごみ処理編

施策1 リデュース・リユースの推進によるごみの減量

目標	ターゲット
	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.3 2030年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

施策2 さらなる資源循環の推進

目標	ターゲット
	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。
	12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	12.5 2030年までに、廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用により、廃棄物の発生を大幅に削減する。
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。
	17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

施策3 意識啓発の推進

目標	ターゲット
	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	12.8 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようにする。

施策4 市民サービスの向上

目標	ターゲット
	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	10.4 税制、賃金、社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を漸進的に達成する。
	11.6 2030年までに、大気質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。 11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

施策5 地域の環境美化の推進

目標	ターゲット
	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
	11.6 2030年までに、大気の状態及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	14.1 2025年までに、海洋ごみや富栄養化を含む、特に陸上活動による汚染など、あらゆる種類の海洋汚染を防止し、大幅に削減する。
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

施策6 安定かつ効率的な収集・処理体制

目標	ターゲット
	9.1 全ての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。
	11.6 2030 年までに、大気の状態及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.4 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

施策 7 低炭素社会に向けた体制整備

目標	ターゲット
	7.2 2030年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とグリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。全ての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
	11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	12.2 2030年までに天然資源の持続可能な管理及び効率的な利用を達成する。 12.4 2020年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質や全ての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。
	13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。

施策 8 大規模災害に備えた体制整備

目標	ターゲット
	11.6 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。 13.3 気候変動の緩和、適応、影響軽減及び早期警戒に関する教育、啓発、人的能力及び制度機能を改善する。
	17.14 持続可能な開発のための政策の一貫性を強化する。 17.17 さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。

1.6.2 生活排水処理編

方針 1 地域に応じた生活排水処理の推進

目標	ターゲット
 6 安全な水とトイレを世界中に	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

方針 2 効率的な効果的な生活排水処理施設の構築

目標	ターゲット
 6 安全な水とトイレを世界中に	6.3 2030年までに、汚染の減少、投棄の廃絶と有害な化学物・物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模で大幅に増加させることにより、水質を改善する。

方針 3 環境保全のための広報啓発の推進

目標	ターゲット
 4 質の高い教育をみんなに	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
 6 安全な水とトイレを世界中に	6.b 水と衛生に関わる分野の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。

1.7 用語集

【英数】

●20・10・0（にーまる・いちまる・ゼロ）運動

本市の食品ロスの削減に向けた取り組みの一つで、宴会開始後「20」分間、宴会終了前「10」分間は自席で料理を楽しむことで、食べ残し「0」を目指す運動です。

●3R（スリーアール）

リデュース（Reduce：発生抑制）、リユース（Reuse：再使用）、リサイクル（Recycle：再生利用）の頭文字をとったものです。

●PCB（ポリ塩化ビフェニル）

絶縁性・不燃性などの特性によりトランス・コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されましたが、環境汚染が大きな社会問題となり、昭和47（1972）年までに生産が中止されました。

●SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service：ソーシャルネットワーキングサービスの略称です。インターネット上における人と人とのつながりを促進し、コミュニティを構築するサービスです。

●SDGs（エスディージーズ）

「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2030年を期限とする17のゴール（意欲目標）、169のターゲット（達成目標）と232のインディケーター（指標）の3層構造で構成されています。

【あ行】

●一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は家庭での日常生活に伴って生じた「家庭系ごみ」と商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」に分類されます。

●エシカル消費

より良い社会に向けた、人や社会、環境に配慮した消費行動のことです。

●温室効果ガス

大気中の二酸化炭素（CO₂）やメタン（CH₄）などのガスは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあり、これらのガスを温室効果ガスと言います。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCS）、パーフルオロカーボン類（PFCS）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の7種類としています。

【か行】

●海洋プラスチック

海洋を漂うプラスチックごみの総称です。回収されずに河川などを通じて海に流れ込むことにより発生しています。長期にわたり海に残存するため、地球規模での環境汚染が懸念されています。

●過剰除去

調理において、野菜の皮などを除去する際に一緒に可食部を過剰に除去することで、食品ロス増加の要因の一つとなっています。

●合併処理浄化槽

し尿、生活雑排水等の汚水进行处理するために設置される浄化施設のことです。

●環境基本法

平成5（1993）年に公布された環境に関する全ての法律の最上位に位置する法律で、環境保全に向けた基本的な方向を示しています。

●環境基本計画

環境基本法第15条に基づき、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める計画です。平成30（2018）年に第5次計画が閣議決定されました。

●環境モデル都市

持続可能な低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取り組みにチャレンジする都市のことです。

●拠点回収

公民館等の公共施設や、スーパーマーケット等、市民の使用頻度が高い施設を回収拠点とし、資源物を回収する方式のことです。

●建築物に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

特定の建設資材についての分別解体等及び再資源化等を促進することを目的として制定された法律のことです。

●下水道投入施設

し尿及び浄化槽汚泥を、終末処理場で処理するための前処理施設のことです。

●公共下水道

一般家庭や事業所等から排出される汚水及び雨水を排除するための排水管、排水施設、処理施設、ポンプ施設、終末処理場及びその他施設から構成される施設のことです。

●公共用水域

河川、湖沼、港湾、沿岸海域などの水域及びこれに接続する公共溝渠^{こうきょ}、かんがい水路などの水路（終末処理場の設置されていない下水道も含む）のことです。

●個別リサイクル法

容器包装や家電等を対象とした法律の総称で、各品目に対応した資源化の促進等について定めています。具体的には、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、自動車リサイクル法、小型家電リサイクル法のことです。

●コンポスト容器

落ち葉や生ごみなどを土中の微生物の働きにより、堆肥化するために使用するプラスチック製の容器のことです。

【さ行】

●最終処分場

最終処分を行う施設で、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てる「安定型処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てる「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）に分類されます。

●産業廃棄物

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃棄物処理法で規定された汚泥、廃油、廃プラスチック等の20種類の廃棄物のことです。

●資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

平成 12（2000）年6月に公布された法律です。循環型社会を形成していくために必要な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進することを目的としています。

●自然共生社会

生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のことです。

●し尿処理施設

し尿及び浄化槽汚泥を処理する施設のことです。

●集団資源回収

自治会・町内会、PTA、子ども会等で古紙類等の資源物を日時・場所を決めて回収し、資源回収業者に引き取ってもらう活動のことです。

●終末処理場

各家庭などから下水道管により集められた汚水を処理する施設のことです。

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念です。製品等が廃棄物等となることを抑制し、製品等が循環資源になった場合は適正に利用し、どうしても利用できないものは適正に処分されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことです。

●循環型社会形成推進基本法

平成 12（2000）年6月に公布された法律です。循環型社会を構築するにあたっての国民、事業者、市町村、政府の役割が規定されたほか、循環的な利用が行われる物品と処分が行われる物品を「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促しています。また、処理の優先順位（①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分）が初めて法定化されました。

●循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定める計画です。平成 30（2018）年6月に第四次計画が閣議決定されました。

●浄化槽法

昭和 58（1983）年5月に公布された法律です。浄化槽の設置、保守点検等の規制及び浄化槽工事業者の登録制度の整備等により、浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

●使用済小型家電

家電リサイクル法対象品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機等）を除く使用済の小型家電製品のことで、携帯電話やデジタルカメラ、CD プレイヤー、携帯用ゲーム機などが該当します。

●使用済小型電子機器の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）

平成 24（2012）年 8 月に公布された法律です。使用済小型電子機器等の再資源化を促進することを目的としています。

●使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

平成 14（2002）年 7 月に公布された法律です。自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施することを目的としています。

●食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）

令和元年（2019）5 月に公布された法律です。国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進することを目的としています。

●食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

平成 12（2000）年6月に公布された法律です。事業者は食品廃棄物の発生抑制等に努め、食品関連事業者による発生抑制・減量等を行うとともに、飼料や肥料等の原料として再生利用することを目的としています。

●生活排水

日常生活に伴って家庭から出される排水で、トイレから排出されるし尿と、炊事、洗濯、風呂などで排出される生活雑排水を合わせたものです。

【た行】

●単独処理浄化槽

トイレの污水のみを処理する浄化施設で、平成 13（2001）年 4 月 1 日の浄化槽法改正により原則として新たな設置は不可となっています。

●段ボールコンポスト

段ボールを利用した生ごみ処理容器で、段ボール内で微生物により生ごみを分解し、堆肥を作るものです。

●地域新電力事業

地域内の発電電力を最大限に活用し、主に地域内の公共施設や民間企業、家庭に電力を供給する小売電気事業のことです。

●地域循環共生圏

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方のことです。

●地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策推進法第8条に基づいて策定する地球温暖化対策に関する総合計画のことです。

●中間処理

収集したごみを焼却処理、破砕処理することです。

●低炭素社会

地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出が少ない社会のことです。

●特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

平成 10（1998）年6月公布に公布された法律です。エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機について、小売業者に消費者からの引取り及び引き取った廃家電の製造者等への引渡しを義務付けるとともに、製造業者等に対し引き取った廃家電の一定水準以上のリサイクルの実施を義務付けたものです。

【な行】**●熱回収**

廃棄物から熱エネルギーを回収することです。ごみの焼却から得られる熱は、発電をはじめ、施設の暖房・給湯、温水プール等に利用されています。

●農業集落排水施設

農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水を処理することによる、農業用排水路や公共用水域の水質保全を目的とした施設です。

【は行】

●バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことです。代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等があります。

●バイオマスプラスチック

主に、植物など生物由来の有機物（バイオマス）を原料の一部に活用したプラスチックのことです。従来のプラスチックと比較し、焼却時の温室効果ガス排出量の削減効果が見込まれます。

●廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（廃棄物処理法基本方針）

廃棄物処理法第5条の2の規定に基づき定められた方針です。廃棄物の排出抑制や再生利用等による廃棄物減量等の適正処理施策を総合的・計画的に推進するための指針を提示しています。

●廃棄物処理施設整備計画

廃棄物処理法第5条の3の規定に基づき、廃棄物処理施設整備事業の計画的な実施に資するため、5年ごとに策定される計画です。

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

昭和 45（1970）年 12 月に公布された法律です。廃棄物の排出を抑制し、その適正な分別・保管・収集・運搬・再生・処分等の処理及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的としています。

●排出者責任

廃棄物等を排出する者が、その適正なリサイクル等の処理に関する責任を負うべきという考え方のことです。

●廃棄物発電

廃棄物の焼却時に発生する熱エネルギーをボイラで回収し、蒸気を発生させてタービンを回して発電を行うことです。化石燃料の使用削減につながることから、温暖化対策としても有効です。

●パリ協定

平成 27（2015）年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定のことです。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことです。

●フードバンク活動

市場で流通できなくなった食品や農産物を、企業や個人から寄付を受け、福祉施設などに提供する団体の活動のことです。

●プラスチック資源循環戦略

令和元（2019）年5月31日に策定され、「3R+Renewable（再生可能資源への代替）」を重点戦略とし、2030年までにワンウェイプラスチックを累積25%排出抑制することなどを掲げています。

【ま行】

●マイボトル

昔からある水筒のことで、最近では「マイボトル」と呼ばれています。マイボトルを使用することで使い捨て容器の削減につながることから、環境にやさしい取り組みの一つとして推奨されています。

●メタン発酵

生ごみやふん尿等の有機物を、嫌気性微生物の働きによって分解し、メタンガスを主とするバイオガスを発生させることです。

【や行】

●ユニバーサルデザイン

障がいの有無に関係なく、すべての人が使いやすいように製品・建物・環境などを設計することです。

●容器包装

容器包装リサイクル法における「容器包装」とは、「商品の容器及び包装であって、商品が消費され、商品と分離された場合に不要になるもの」とされており、基本的には全ての容器包装が対象となります。

●容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

平成 7（1995）年 6 月に公布された法律です。家庭から排出されるごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めたものです。

【ら行】

●リサイクル

廃棄物を資源として再利用することです。

●リデュース

ごみの発生自体を減らすことです。3Rの中で最も優先順位が高いものです。

●リフューズ

不要なものを断ることで、ごみとなるものを買わない、もらわないことです。

●リペア

ものを修理して使うことで、できるだけ長く使うよう心がけることです。

●リユース

一度使用された製品や部品、容器等を繰り返し使うことです。

●リユース食器

使い捨て容器の代わりに、洗って何度も繰り返し使える食器のことです。

【わ行】

●ワンウェイプラスチック

通常一度使用した後に、その役目を終えるプラスチックのことです。